

養育医療の給付を申請される方へ

R7.10月～

【制度の概要】

出生から引き続き入院して養育を受ける必要があると医師が認めた未熟児等について、医療費の助成を行います。指定養育医療機関での入院医療費のうち、保険適用の自己負担分及び食事代が対象です。

【要件】

足立区に居住する未熟児で、以下のいずれかに該当の場合

- 1 出生時体重が 2,000 g 以下である。
- 2 上記（１）以外で、生活力が特に弱く以下の「対象となる症状」のいずれかを有している。

「対象となる症状」

- ① 痙攣、運動異常
- ② 体温が摂氏 34 度以下
- ③ 強いチアノーゼなど呼吸器、循環器の異常
- ④ 繰り返す嘔吐など消化器の異常
- ⑤ 強い黄疸

【自己負担額に係る費用の徴収について】

養育医療の給付制度では、徴収基準月額（保護者の税額控除前所得割額－調整控除額）までは保護者が負担するものとし、徴収基準月額を超える部分について助成する仕組みになっています。本来であれば、徴収基準月額までの自己負担額を保護者に請求することになりますが、徴収基準月額までの自己負担額はマル乳医療証の助成範囲のため、あらかじめマル乳医療証と調整を行い、マル乳医療証で給付を受ける額を差し引いて徴収します。そのため、保護者への請求は発生しません。

【必要書類】※個人番号を未記載でも手続き可

1 養育医療給付申請書	・「本人」＝入院されているお子さま、「申請者」＝保護者を記入
2 養育医療意見書	・主治医に記入を依頼 記入日から 3 か月以内有効
3 世帯調書	・同一世帯全員及び現に児童を扶養している世帯外扶養義務者を記入
4 同意書（任意）	・「3 世帯調書」に個人番号を記載した場合に提出が必要 ※個人番号の記載が無い場合は提出不要
5 健康保険証情報の確認書類	・養育医療を受ける お子さまの健康保険証情報の確認書類いずれか 1 点 ①資格確認書の写し（「資格情報のお知らせ」は不可） ②マイナポータルから確認できる「資格情報画面」を印刷した書類 ※次のすべての事項が表示されているもの 記号・番号・枝番、氏名、生年月日、性別、資格取得年月日、被保険者氏名（世帯主氏名）、本人・家族の別、保険者等番号、保険者名
6 個人番号確認書類 （マイナンバーの証明）	・①個人番号カード、②個人番号が記載された住民票の写し、③有効な通知カード等（「個人番号通知書」は不可）いずれか 1 点 ※通知カードは、現住民票記載事項が記載されていない場合無効 ※世帯調書に個人番号を記載しない場合は、提示不要
7 委任状（代理申請の場合）	・申請者以外の方が申請手続きする場合に必要
8 委任状	・費用徴収に係るマル乳医療証との調整に必要 ・申請者全員提出必須 「委任者」＝マル乳医療証の保護者
9 身分証明書	・申請手続きされる方の証明（免許証、個人番号カード、旅券等）

* 上記 6・9 は、申請時に原本をご提示ください。写しの提出は不要です。

* 双子等で申請するお子さまが複数の場合、上記 1 から 5 までの書類は人数分必要です。

* 対象年度の住民税課税地が足立区ではないときは、以下の 9 の提出が必要になる場合があります。

【追加書類】※上記「3世帯調書」に個人番号が未記載の場合、「4同意書」の提出がない又は同意しない方がいる場合、「6個人番号確認書類」の提示ができない場合等にご提出ください。

10	住民税を証明する書類 *扶養義務者全員分	市区町村民税額等を証明する書類（ただし、家族の証明書で扶養されていることが確認できる方の分は省略可） 例）住民税（非）課税証明書（原本）、住民税額決定通知書（写し） ※申請日により、対象年度が異なります（世帯調書参照）。
	生活保護等を受けている方	生活保護受給証明書、中国残留邦人等支援給付受給世帯であることの証明書

【注意事項】

☆申請は、原則お子さまの入院期間中に行ってください。
☆医療機関で医療券を提示する前に、入院期間中の医療費のお支払いをしてしまうと、養育医療による給付が行えなくなってしまうので、医療機関には、養育医療の申請をする（している）旨をお伝えください（おむつ代等の養育医療給付対象外の費用を除く）。万一、お支払いしなくてはならない場合にも、医療券発行までは、お待ちいただくようにしてください。

【お手続き先】

足立区保健予防課（足立区役所南館2階）、中央本町地域・保健総合支援課（足立保健所内）、
江北・千住・竹の塚・東部各保健センター

【お問い合わせ先】

足立区保健予防課保健予防係
足立区中央本町1-17-1 電話 3880-5892 FAX 3880-5602